

(別添1)

委託業務仕様書

1 業務名

徳島県ヤングケアラー支援体制強化事業に係る企画・運營業務（認知度向上）

2 事業の目的

本業務は、小・中・高等学校等において、ケアラー当事者や支援関係者等による講演やグループワーク等の出前講座を開催し、他者への「共感的理解力」や、困ったときに助けを求め、支援を受けられる「受援力」を養うとともに、教員をはじめ子どもに関わる大人が、支援が必要な子どもに「気づく」視点を増やすことを目的として実施する。

3 実施期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水）までとする。

4 業務の内容

(1) 開催日時及び場所

県内の小・中・高等学校等5校程度において、それぞれ候補日時を各校と調整し、決定する。（ニーズ調査を県で実施する。）

(2) 児童生徒向け出前講座実施概要

①所要時間

1時間から2時間程度

②内容

- ・ヤングケアラー当事者や支援団体による講演
- ・グループワーク【テーマ例：家族のケアをすることになったら】
自分はどう思うか、何ができるか。
ケアを担う状況が長引いたら、自分はどうするのか。
友人が家族のケアで困っていたら、自分は何ができるか。

(3) 教職員等向け研修

①所要時間

1時間程度

②内容

- ・県支援マニュアルをふまえた「気づき」の視点、支援のあり方について
- ・関係機関との連携について

(4) 企画・運営に係る業務

①開催前に係る業務

- ・企画・運営及び講師選定については事前に県と協議を行った上で開催校と十分に調整すること。
- ・使用する資料及び教材等は講師及び開催校等と相談の上準備すること。

②開催当日に係る業務

- ・進行、講師対応等、運営に係る業務の全てを行うこと。
- ・業務責任者を設定し、開催校と協力の上、適切に運営すること。

③開催後に係る業務

- ・児童生徒及び教職員等にアンケートを実施し、とりまとめ結果を県に提出すること。
- ・講師謝金等、開催に係る全ての経費の支払事務を行うこと。

5 成果品

本業務の成果品として、次の物品を提出すること。

(1) 委託業務完了報告書

企画・運営及び講演内容等の詳細を記載すること。

(2) 収支精算書

(3) アンケートとりまとめ結果

6 経費等について

(1) 経費の内容

受託者は、本事業の実施に必要な経費を負担することとし、県は委託料以外の費用を負担しない。

また、受託者は、本事業に要する費用負担を受講者等の第三者に求めてはならない。資料代等の実費負担についても、同様とする。

(2) 対象となる経費

対象となる経費は、事業実施のために直接必要な経費に限る。

また、受託者の運営上必要とされる恒常的な経費は、本事業の経費の対象としない。

7 その他

(1) 業務責任者の配置

受託者は、当該業務を総合的に把握し、関係者等との調整を行う業務責任者として、類似業務の企画・運営に係る知識と経験を有する者を配置すること。

(2) 情報セキュリティ

受託者は、本業務を処理するための情報セキュリティ対策については、別記1「情報セキュリティに関する特記事項」を遵守すること。

(3) 個人情報の保護

受託者は、本事業を実施する上で、個人情報を取り扱う場合には、個人情報保護法（平成15年法律第57号）、徳島県個人情報保護条例及び別記2「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

(4) 守秘義務

受託者は、本事業を行うにあたり、入手した個人情報の漏えい、滅失及びき損

の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な処理を講じること。また、業務上入手した個人情報を含む文書、電子媒体等について保有の必要がなくなった時は、確実にかつ速やかに破棄し、又は消去すること。

(5) 再委託の制限

受託者が本業務の一部を第三者に委託する場合には、あらかじめ県に対して業務委託契約書において定める方法により、再委託する業務の内容、再委託先、再委託先に対する管理方法等の事項を報告し、承認を得なければならない。

(6) 県への報告等

受託者は、事業の実施状況や進捗状況等、県の求めに応じて報告し、必要があれば書類を提出しなければならない。

県は、受託者による事業の実施が当該目的に反すると認められるときは、必要な是正措置を講ずるよう求める。

(7) 著作権等

成果品に係る一切の著作権は、徳島県に無償で譲渡する。

また、成果品に含まれる第三者の著作権その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。

(8) その他

本仕様書に定めのない事項及び業務実施中に生じた疑義については、県と受託者双方による協議の上、決定する。